



法行為等によってであれ、金銭債務を負う者が、その履行を遅滞した場合に支払うべき利息について約定がないときに、損害賠償として法律上支払うべきこととされるいわゆる遅延損害金（遅延利息）についての国際私法上の扱いについての問題である。<sup>3)</sup>

本のような金銭債権に対する遅延利息をめぐる国際私法上の問題は、次の三つの点についての準拠法は何かという問題となる。すなわち――

- ① 遅延による損害金として利息をつけるか否か。
- ② つける場合には、いつの時点からつけるのか。
- ③ その場合には、いくらの利率とするのか。

これらに対する答として可能性があるのは、(a) 債権の準拠法、(b) 通貨発行国法、(c) 法廷地法、以上の三つの法律である。そのいずれを妥当とすべきであろうか。<sup>4)</sup>

一般に、国際私法は、世の中の生活関係を能力、不法行為、婚姻といったいくつかの単位法律関係に分け、それぞれの単位法律関係について、そこに含まれる要素の中から、その単位法律関係が最も密接に関係する法律を指し示すものを選んで連結素とする（連結素は単一の場合と複数の場合とがあり、複数の場合には累積的、選択的等の組み合わせをする）という構造を有している。本稿で取り扱う問題に即していえば、右の(a)、(b)、(c)は、遅延利息がいかなる単位法律関係に属するか、という「法律関係の性質決定」についての考え方の対立を反映するものであるということが出来る。(a)は、「契約債権」の準拠法を主として定める法例七条及び「法定債権」の準拠法を定める法例一条を前提とし、契約債権から生ずる遅延利息であれば当該契約の問題として法例七条により、法定債権から

生ずる遅延利息であれば法定債権の問題として法例一条によるとの考え方であり、いわゆる「効果法 (lex causae)」によるとの考え方をとるものである。これに対して、通貨発行国法によるという(b)は、「通貨の問題は通貨発行国法による」という不文の抵触法規範を想定し、遅延利息は「通貨」という単位法律関係に属する問題であるとの考え方であり、また、法廷地法によるという(c)は、同じく、「手続は法廷地法による」との不文の抵触法規範を前提とし、遅延利息の問題は「手続」問題であると性質決定する考え方である。

普通に考えれば、遅延利息は債権者が金銭を手中にできないことにより生ずる運用利益の喪失の賠償であるから、わが国の民法上の性質として損害賠償とされているのと同様に、国際私法上の性質決定としても損害賠償と考えるべきであって、債権の問題の中に含まれると考えることになろう。そうすると、その準拠法は(a)の債権準拠法ということになる。<sup>5)</sup> その趣旨の判例もある。

ところが、最近、次のような判決があった。すなわち、大阪地裁平成二年二月六日判決（判例タイムズ七六〇号二四六頁）は、ドイツにおいて日本に向けて輸出準備中の自動車を横取りした者らに対する当初の買主からの損害賠償請求事件であるが、裁判所は、この不法行為の準拠法をドイツ法とし、ドイツ法上の不法行為の成立を認めた上で、損害額を一〇〇〇万円余りと算定し、被告らそれぞれに対する訴状送達の日から支払済まで、「民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払」を命じているのである。

これは、債権の準拠法がドイツ法であり、損害通貨・支払通貨が円である場合において、遅延利息についての日本法を適用したものである。もっとも、何らの理由も示されておらず、法廷地法として日本法を適用したのか、通貨の準拠法として日本法を適用したのかも明らかではない。しかし、いずれにしても、少なくとも債権準拠法を適用した

ものではないことだけは確かである。

では、遅延利息について債権準拠法を適用しないという上記判決の扱いは全くの誤りであるといい切ることができるであろうか。そう断定する前に、少しく外国での扱いと比較検討してみることも無駄ではあるまい。

遅延利息についての準拠法は何かという問題関心から注目されるのは、英国の国際私法上のこの問題の扱い方である（もともと、本稿の冒頭に掲げた問題点のうち、②の遅延利息をいつからつけるかという問題についての英国の扱いは十分に検討できていない<sup>3)</sup>）。そこでは、既述のわが国で普通に考える処理とは異なる処理がなされているのである。具体的に、その処理方法はどうであるのか、どのような考慮がなされているのか、そして、そこには合理的な理由があるのであるか。このあたりまでが本稿で検討する範囲である。それから先のあるべき方向についての検討は今後の課題としたい。

## 二 英国国際私法上の扱い<sup>3)</sup>

英国では、本稿の冒頭に掲げた①と③の問題が特にとり上げられ、論じられている。そして、遅延利息についての約定がない場合<sup>1)</sup>、遅延利息支払義務が発生するか否かという問題は債権準拠法により<sup>1)</sup>、発生する場合の利率がどの程度かという問題は法廷地法である英国法によるというのが現在の一般的な考え方であるようである。そして、英国法上、遅延利息の利率は、一九八一年最高裁判所法 (Supreme Court Act 1981) 三五A条<sup>1)</sup>により、裁判所の裁量とされ（債権者に遅延利息請求権はない）、実務上は、具体的状況に応じて適当な国の市場利率が適用されている<sup>12)</sup>。

もっとも、利率について法廷地法を適用するとの処置は、未だ確立したものとはされていない。契約債権について

の遅延利息に関しては裁判例が対立しており<sup>13)</sup>、不法行為債権についての遅延利息に関しては判例がないからである。

契約債権についての遅延利息の利率に関して法廷地法を適用した重要な裁判例は、*Miliangos v. George Frank (Textiles) Ltd. (No.2)*<sup>14)</sup>である。この事件の概要は次の通りである。一九七一年、スイス人（売主）と英国の繊維会社（買主）との間で売買契約が締結された。契約準拠法はスイス法とされ、計算通貨・支払通貨はともにスイス・フランとされた。しかし、買主が履行を遅滞したため、売主は英国の裁判所に代金の支払を求めて提訴した。裁判所は、原告である売主の請求を認め、買主に約四二万スイス・フランの支払を命じた<sup>15)</sup>。その後、履行期から判決確定までの遅延利息の決定についての判断のため差戻されたのが、この事件である。Bristow 判事は、遅延利息請求権については債権準拠法であるスイス法によりこれを認めた上で、その利率については、法廷地法によると判示した<sup>16)</sup>。そして、具体的には、既述の一九八一年法三五A条の前身である一九三四年法改革法 (Law Reform (Miscellaneous) Act 1934) 三条により裁判官に与えられている裁量権を行使し、原告の立場におかれた一般人は理論上、遅延期間中、当該債権額相当額をスイスで調達しなければならなかったといえるので、そのコストとしてのスイスでのスイス・フランの借り入れ利率によって算出するのが妥当であると判断している。

これに対し、*Helmsing Schiffahrts GmbH v. Malta Drydocks Corporation*<sup>17)</sup>は、利率の問題を实体問題と性質決定し、債権準拠法を適用している。この事件の概要は次の通りである。ドイツの船主とマルタの造船会社との間で二隻の船舶に関する造船契約（準拠法は英国法）が締結され、船主は造船会社と契約価格（各五二二、五〇〇マルタ・ポンド）に加え、一〇%の割増額（plus-up）を支払うが、船主が無線装置等をつけることを要求しなかった場合には、その割増分（二隻で一〇五、〇〇〇マルタ・ポンド）は返還することとされていた。船舶引渡し後、船主はこの一〇

五、〇〇〇マルタ・ポンドに利息を加えた額の返還を請求する訴訟を英国の裁判所に提起した。訴訟係属中に元本については一部相殺の上返還され、争点は利息に絞られることになった。Kerr判事は、利率の問題も含めて遅延利息の問題は実体問題であるとして契約準拠法である英国法によるとし、<sup>(18)</sup> 具体的には、一九三四年法改革法三条による裁量権を行使して、原告はドイツ会社であるとの理由で、ドイツでの資金調達コストとしてドイツ市場での借り入れ利率を適用したのである。<sup>(19)</sup>

このように遅延利息の利率を手続問題と考えるか、実体問題と考えるかについて判決の対立がある中、外国金銭債権に関する国際私法問題についての諮問を受けたLaw Commissionは、一九八一年及び一九八三年に、以下の三つの理由から手続問題と考えるべきであるとの結論を出している。<sup>(20)</sup>

第一に、遅延利息の利率は、一般の損害賠償における損害額の算定に相当するとの理由である。英国国際私法上、一般の損害賠償請求権の有無（不法行為の成否）と損害賠償額の算定とは区別され、前者は実体問題として債権の準拠法によるが、後者は手続問題として法廷地法による以上、遅延利息についても、それを請求できるか否かは実体問題であるが、請求できるときに利率は手続問題と考えるべきであるというわけである。<sup>(21)</sup>

第二に、實際上、遅延利息に関する英国法である上記の一九三四年法三条（一九八一年法三五A条）は、経済的に最も適当な利率を裁量によって適用することができるので、妥当な解決を図ることができるとの理由である。<sup>(22)</sup>

第三に、利率を債権準拠法によるとすると、不法行為の場合について困難な問題が生ずるという理由である。すなわち、英国国際私法によると、損害賠償額の算定を除く不法行為に関する問題については、既述のように、不法行為地法と英国法とが累積適用されるため、利率についても両法の累積適用となってしまうというわけである。<sup>(23)</sup>

### 三 若干の検討

以上、簡単にみたように、英国では、遅延利息について、それを請求できるか否かという問題と、請求できる場合の利率の問題とを分け、前者は実体問題として債権準拠法により、後者は手続問題として法廷地法によっている。後者について法廷地法による根拠は上記の三点であるようであるが、では、これは日本での扱いを考える場合にも当てはまるであろうか。結論は、ノーであると解される。

まず、第一の遅延利息の利率は一般の損害賠償における損害額の算定に相当するとの理由付けであるが、これは確かに性質としてはそうであり、この限りでは異論はない。しかし、わが国では、損害賠償額の算定も債権準拠法（不法行為の場合には不法行為債権の準拠法）の問題とされており、英国とは前提が異なる。もちろん、日本でも損害額の算定を法廷地法によらしめるとの考え方はできなくはないと思われるが、少なくとも現段階ではそうは考えられていない。第二の理由付けは、言い替えれば、英国法によれば常にうまくゆくということであり、確かにそうかも知れないが、これは所詮、国際私法のレベルで準拠法をどうするかという議論ではない。事実、日本法の場合、遅延利息の利率は民事の場合は五%、商事の場合は六%に固定されており（民法四一九条・四〇四条、商法五一四条）、英国のように、債権者が金銭を手中にできないために他から調達するコストとして最も適切な利率を採用するといった裁量の余地はないので、具体的に妥当な結果がもたらされる保障はまったくない。

第三の不法行為債権の累積適用の点は、わが国でも不法行為の成立・効力ともに不法行為地法と日本法とが累積適

用される（法例二二条二項・三項）。しかし、英国とは異なり、二つの法律の定める利率の累積適用はできると解されるのではあるまいか。すなわち、わが国では累積適用とは両者が一致している範囲内で法的効果を認めると理解され、二つの法律の利率の低い方の利率を適用するということになると思われる。したがって、この点についても日本には当てはまらないというべきである。

以上のことから、遅延利息の利率について英国国際私法が法廷地法を適用しているからといって、わが国でもそうすべきであるとの議論はできそうにもない。したがって、少なくとも、一で紹介した大阪地裁平成二年二月六日判決がドイツ法を準拠法とする不法行為事件で遅延利息について日本法を適用している点は、少なくとも法廷地法としてはそれを正当化する合理的な説明は困難であるというべきである。

では、当該事件における損害の通貨である円の発行国としての日本法としてはどうか。この点、わが国ではあまり議論はないようであり、英国等の状況もまだ十分に検討していないこの段階で結論を急ぐことは差し控えた。ただ、通貨価値の変動について適切に対応できるのはその通貨発行国であり、英国でも、法廷地法としての英国法の適用の結果、具体的には債権の表示通貨発行国の利率を適用する例が多いようである。また、たとえばわが国のように一律の法定利率を定める法制をとるとしても、その利率はおおむねその国のインフレ率が念頭におかれているはずであり、それが長期にわたり極端に法定利率から乖離するような状況になれば、国内事件における正義の実現のためにも、法定利率は変更されてしかるべきである。このように考えると通貨の準拠法の定める利率を用いるということも一つの考え方であるようにも思われる。

#### 四 おわりに

以上、遅延利息の準拠法というごく限られた問題について、英国国際私法における議論を紹介しながら、簡単な考察を試みた。英国国際私法において遅延利息の利率を手続問題と性質決定していることに注目して「手続と実体」という大きなテーマに迫ることを意図したわけであるが、結局は、その背景として、英国実法上の遅延利息に関するルールが極めてフレキシブルであって、英国においては、準拠法としては英国法を適用しながら、事案にとって最もふさわしい国の市場利率を適用することによって具体的妥当性を追求することができるという事情があり、このことが英国国際私法上の処置に大きな影響を与えていることが明らかになった。翻って、日本民法における遅延利息の扱いをみるに、市場原理による通貨変動が制度化され、国によっては異常なインフレが進行している今日の世界の状況において、日本法が準拠法になれば、民事五％、商事六％という一律の遅延利息で済むということであるとすると、ときとして法的正義に反する結果となる虞が大きいというべきである。このようにいうと、そのような不正義は国内事件でも生ずるのだとの指摘がなされるであろうが、そのことは前者の不正義を正当化することにはならないというべきであり、そうであれば、一律に遅延利息を定めるということ自体を見直すことを考えてもよいのではあるまいか。もっとも、これは国際私法ではなく民法の問題である。

いずれにしても、本稿でとり上げた問題を含む金銭債権に関する国際私法上の諸問題は、まだまだ検討すべき余地があるように思われる。



(1) 金銭債権には、特定物としての金銭の給付を内容とする債権（特定金銭債権）や、特定の種類の金銭の一定量の給付を内容とする債権（金種債権）もあるが、ここでは専ら、一定価額の金銭の給付を内容とする債権（金額債権）のみを対象とする。

(2) F.A.Mann, *The Legal Aspect of Money*, 5th ed. [1992] 及びその引用文献参照。わが国の文献としては、西賢「金銭債権」国際私法講座第三卷六八三頁「一九六四年」など参照。

(3) したがって、遅延利息の約定に関して問題となる利息制限法の「強行適用法規の特別連結」としての適用などの問題は視野の外におくことになる。

(4) もっとも、右の(b)と(c)とが異なり得るのは、外国通貨による判決が法廷地法上認められていることが前提となる。これが認められていなければ、両者は常に一致することになるからである。そこで、上記の問題の検討にはいる前に、外国通貨による判決の可否についてみておく必要がある。また、外国通貨判決が可能である場合には、どのようにして通貨を特定するのか、特定された通貨が外国通貨である場合、当事者の一方又は双方にその通貨に代えて法廷地通貨等を選択する権利があるか、そして、外国通貨判決ができない場合及び通貨選択権がある場合に問題となる換算率はどうするのか、といった問題が生ずることになる。国際私法上の問題としては、これらの準拠法如何であるが、その根拠は何であれ、日本法が準拠法とされた場合の処理も無関心ではいられない問題である（日本民法上、債権者側にも通貨選択権があり、それにより換算が必要となる場合には、事実審の口頭弁論最終日の為替相場で計算するとした最高裁昭和五〇年七月一日民集二九卷六号一〇二九頁参照。この判決の妥当性には疑問が多い）。

もっとも、ここでは、これらの問題について網羅的に検討する準備はない。ただ、英国法の検討の前提として必要な点に限って、上記のうちの若干の点についてここで触れておきたい。

金銭消費貸借契約に基づいて、返済通貨とされた法廷地国通貨以外の通貨による支払請求訴訟が提起された場合、あるいは、不法行為に基づいて、法廷地国以外の通貨による損害賠償請求訴訟がなされた場合であって、実体法上の請求権が認められるときに、裁判所は、当該外国通貨による支払いを命ずるか否かという第一の問題は、法廷地における内外の通貨に関

する公の秩序に関する問題であり、債権の準拠法上の扱いの如何に関わらず、法廷地法によるべきであらう。これを手続問題と性質決定すれば、法廷地法によるという結論は導き出せるが、むしろ公法上の問題というべきではあるまいか。この点についての実質法として、日本法上は、民法四〇二条三項、四〇三条など外国通貨判決ができることを前提とした規定があるので問題はない。しかし、たとえば、英国では、一九七六年まで外国通貨の支払いを命ずる判決及び仲裁判断をすることはできず、ボンド建てに限られていた（“sterling-judgment rule”）（リー・デニング・ケースとして、*Manners v. Pearson & Son*, [1889] 1 Ch.581 (C.A.) が挙げられる）。そして、これは、手続法上のルールであると説明されていたようである。そうすると、外国通貨が計算通貨（money of account）である場合には、ボンドへの換算が必要となり、その時点が問題となるが、これは due and payable になる日のレートによるとされていた（“breach-date rule”）。これに対する最初の批判は、海難救助時と仲裁判断時との間で一四％のボンド切り下げがあったにも拘らず、それを無視してボンド建てで支払を命じた事件（*The Teh Hu*, [1970] P.106）におおむねデニング判事（Lord Denning M.R.）の反対意見であり、彼は、もはやボンドは安定した通貨ではないことを認め、正義に合致するようにルールを変更すべきであると主張したのである。その後、一九七三年に、アメリカ・ドルによる備船料支払を命じた仲裁判断が認められ（*Jugoslavenska Oceanska Plovitva v. Castle Investment Co., Inc.*, [1974] Q.B.292, 296 の判決の中で、デニング判事は、“proper currency of the contract”が、“currency with which the payments under the contract have the closest and most real connection.”であると述べている）、一九七四年には、英国の被告に物品を販売したドイツの原告が、約定したドイツ・マルクの代金を請求した事件において、ドイツ・マルク又は支払時において換算したボンドの支払を命じる判決が下された（*Scorsch Meier GmbH v. Hennin* [1975] Q.B.416）。以上のような動きを受けて、一九七六年、貴族院は *Milangos v. George Frank (Textiles) Ltd.*, [1976] A.C.443 により、ボンド建てで判決しきれないというルールを廃棄し、このプラクティスは現在では確立したものとなっている（[1985] *The Supreme Court Practice*, Vol.II, ¶724, Practice Direction [1976] 1 W.L.R.83, as amended [1977] 1 W.L.R.197 参照）。

(5) 江川英文・国際私法（改訂）二二〇頁「一九五七年」、折茂豊・国際私法各論（新版）一九五頁「一九七二年」、石黒一

憲・金融取引と国際訴訟一八四頁「一九八三年」参照。なお、石黒一憲・法学協会雑誌九五巻一一号一八三九頁「一九七八年」も参照のこと。

(6) 大審院昭和一一一年九月一五日判決(法律新聞四〇三三号一六頁)、京都地裁昭和三二年一〇月一七日判決(下民集八巻一〇号一九四〇頁)など参照。前者は、英国法を準拠法とする備船契約に基づく備船料の不払いによる遅延利息について、履行地法である日本法を適用すべきであるとの主張を退け、契約準拠法である英国法を適用したものであり、債権準拠法説により外国法を適用した事例である。後者は求償債権の準拠法として日本法を適用した事例である。

(7) この判決における先決問題の処理に焦点を絞った評釈として、道垣内正人・ジュリスト九六号一一九頁「一九九二年」がある。

(8) 英国国際私法上の外国金銭債権をめぐる問題一般については、The Law Commission, *Private International Law: Foreign Money Liabilities* (Working Paper No.80 (1981) and Law Com.No.124 (1983)) が有用である(以下「それそれ」W.P.No.80及びLaw Com.No.124と引用する)。また、権威あるテキストとして、L. Collins, *Dicey & Morris on the Conflict of Laws*, 11th ed., Vol.2, at 1423 (1987) に外国通貨債権の記述がある(以下「Dicey & Morris, 11th ed.」と引用する)。<sup>9</sup> <sup>9</sup> *ibid.* 遅延利息については、Dicey & Morris, 11th ed., at 1331 参照。

(9) なお、アメリカ国際私法上の扱いについては、対外関係法リステイメント・チャート(The American Law Institute, *Restatement of the Law, Third, The Foreign Relations Law of the United States* (1987)) によれば「遅延利息の問題は」法廷地法(法廷地の法選択規則を含む)により決定され、法廷地において法定利率が適用されるべき場合には、判決が外国通貨建てでなされたとしても、法廷地の法定利率が適用され、法定利率が適用されるべきでない場合には、判決が用いている通貨の発行国の主要な金融中心地で適用される金利に基づく遅延利息の支払を命ずることができるとされている(\$823, Comment e)(道垣内正人・東條吉純・国際商事法務一九巻一四七九頁「一九九二年」に翻訳がある)。この検討は別の機会に譲る。なお、ニューヨーク州における外国通貨判決については、Freeman, *Judgments in Foreign Currency* — A Little Known Change in New York Law, 23 *International Lawyer* 732 (1989) 参照。

(10) 約定における利息については、全て債権準拠法によるものと見なす(Dicey & Morris, 11th ed., at 1331)。

(11) 不法行為債権の場合の遅延利息の発生については、C.Morse, *Torts in Private International Law*, p.204 (1978) 参照。なお、英国国際私法では、不法行為の成立(不法行為として actionable な否か)は「不法行為地法と英国法とが累贅適用され」(Dicey & Morris, 11th ed., at 1365)(判例として、Boys v. Chaplin [1971] A.C.356, 379, 392-3, 394-5 参照)。「英国実質法では、権利としての遅延利息請求権はなく、遅延利息をつけるか否かは裁判官の裁量による」とされているため、たとえ不法行為地法上では遅延利息請求権が認められていても、英国で問題とする限り、一切は裁判官の裁量に委ねられることになる。

(12) 1981年一法三五A条の条文は左の通りである。

(1) Subject to rules of court, in proceedings (whenever instituted) before the High Court for the recovery of a debt or damages there may be included in any sum for which judgment is given simple interest, at such rate as the court thinks fit or as rules of court may provide, on all or any part of the debt or damages in respect of which judgment is given, or payment is made before judgment, for all or any part of the period between the date when the cause of action arose and —

(a) in the case of any sum paid before judgment, the date of the payment; and

(b) in the case of the sum for which judgment is given, the date of the judgment.

(2) In relation to a judgment given for damages for personal injuries or death which exceed £200 subsection (1) shall have effect —

(a) with the substitution of "shall be included" for "may be included"; and

(b) with the addition of "unless the court is satisfied that there are special reasons to the contrary" after "given", where first occurring.

(3) Subject to rules of court, where —

(a) there are proceedings (whenever instituted) before the High Court for the recovery of a debt; and

(b) the defendant pays the whole debt to the plaintiff (otherwise than in pursuance of a judgment in the proceedings),

- the defendant shall be liable to pay the plaintiff simple interest at such rate as the court thinks fit or as rules of court may provide on all or any part of the debt for all or any part of the period between the date when the cause of action arose and the date of the payment.
- (4) Interest in respect of a debt shall not be awarded under this section for a period during which, for whatever reason, interest on the debt already runs.
- (5) Without prejudice to the generality of section 84, rules of court may provide for a rate of interest by reference to the rate specified in section 17 of the Judgments Act 1838 as that section has effect from time to time or by reference to a rate for which any other enactment provides.
- (6) Interest under this section may be calculated at different rates in respect of different periods.
- (7) In this section "plaintiff" means the person seeking the debt or damages and "defendant" means the person from whom the plaintiff seeks the debt or damages and "personal injuries" includes any disease and any impairment of a person's physical or mental condition.
- (8) Nothing in this section affects the damages recoverable for the dishonour of a bill of exchange.
- (12) この一九八一年法三五A条は「一九八二年裁判所法(Administration of Justice Act 1982) 五(一)及びSchedule, Part Iにより追加されたものである(一九八三年四月一日施行)」。これはそれ以前の一九三四年法改革法(Law Reform (Miscellaneous) Act 1934) 三条の一部改正を加えたものであり、以下に紹介する判決ではこの一九三四年法三条が適用されている。
- なお、この条で扱っている遅延利息は判決確定時までのそれであり、英国では、判決確定後は「一八三八年判決法(Judgment Act 1838) 一七条により、それまでに発生した利息を含めて元本とし、それに対して年四%の法定利息がつけられる」となれ、この「一九七〇年裁判所法(Administration of Justice Act 1970) 四条により、この利率はorderにより変更できるとなれ、この条(Law Com. No.124, para.4.3) また、制定法に基づく遅延損害金とは別に、エキイテ、上の救済として、銀行にみる顧客の小切手の不当な支払拒絶のように当事者間に信頼関係(fiduciaryな関係)がある場合の契約違反については、実損害の賠償

を認められる余地がある」という(Law Com. No.124, paras.2.34-2.35)。

(13) 上記の成立要件にのっとる判決(Miliangos(No.2)判決とHelmings判決)の後、控訴院判決として、The Pacific Colocotronis, [1981] 2 Lloyd's Rep.40 (C.A.)があるが、この事件では、契約準拠法が英国法であったため、遅延利息の利率の問題が手続問題であるのか実体問題であるのかの判断をする必要がなく、事実、判断はついていた。

(14) [1977] Q.B.489.

(15) Miliangos v. George Frank (Taxites)Ltd., [1976] A.C.443. この判決は、英国の裁判所はボンド建で判決しかできないとのルールを破棄したというものである。

(16) [1977] Q.B.489, 497. この事件は判決として「(W)hile you look to the proper law of the contract to see whether there is a right to recover interest by way of damages, you look to the lex fori to decide how much。」

(16 a) 一九三四年法三条の条文は左の通りである。

(1) In any proceedings tried in any court of record for the recovery of any debt or damages, the court may, if it thinks fit, order that there shall be included in the sum for which judgment is given interest at such rate as it thinks fit on the whole or any part of the debt or damages for the whole or any part of the period between the date when the cause of action arose and the date of the judgment:

Provided that nothing in this section —

- (a) shall authorise the giving of interest upon interest; or
  - (b) shall apply in relation to any debt upon which interest is payable as of right whether by virtue of any agreement or otherwise; or
  - (c) shall affect the damages recoverable for the dishonour of a bill of exchange.
- (2) Sections twenty - eight and twenty - nine of the Civil Procedure Act, 1833, shall cease to have effect.
- なお、前掲注(12)参照。



(17) [1977] 2 Lloyd's Rep.444.

(18) 邦廷地法も債権準拠法も英國法であるので、手続問題とするか実体問題とするかで結論は異ならないが（実際、[1977] 2 Lloyd's Rep.444, 448では、この英國法であるから英國法を適用するべき問題はなにも判示していない）、判決の最後の部分の傍論によれば、あるべきの問題をより上ではいる。ちなみに、Miliangos (No.2)判決では利率については法廷地法に依るという事なれど、遅延利息請求権の存在の利率および実体問題という債権準拠法に依ることが、「理論により整合的である」ようにされている（Dicey & Morris, 9th ed. at 868 及び Halsbery's Laws of England, 3rd. art. 153; 4th ed. art. 614に照らせば）（[1977] 2 Lloyd's Rep.444,449-450）。

(19) ケットの利率ではなく、ケットの利率を適用するかどうかという、Kerr判事は、「原告が通常の状態で被る損失を補填すべきである」と断言している（[1977] 2 Lloyd's Rep.444, 449）。ゆえに、ケットの市場金利は、ケットの市場金利は「その範囲である」。

(20) W.P.No.80, paras.4.22-4.27; Law Com.No.124, paras.2.27-2.33, 3.50-3.57.

(21) W.P.No.80, para.4.25.ただし、Dicey & Morris, 11th ed., at 1334の通り。ただし、区議となつたことはなく（W.P.No.80, para.4.26参照）。なぜ、英國では、外国通貨による判決などによるか否かは手続問題であるが、この通貨によるのが適用される問題は実体問題であるから（Miliangos v. George Frank (Textiles) Ltd. [1976] A.C.443, 465）、このように、ミランゴス判事らによるこの区議である（W.P.No.80, para.4.11）。ゆえに、彼等は、この区議では誤用である。

(22) W.P.No.80, para.4.25.

(23) W.P.No.80, para.4.25. 二つの書庫の定率の利率の取扱適用として、両者の認める範囲内での利率とするという意味で、低方の利率とすることも考えられなくはないが、Law Commissionは利率についてあくまでも「この法律しか適用できない」この前提はなっているようである。

(24) Dicey & Morris, 11th ed., 1332 (Rule 199 a).